

## 基本条例に位置付けられている主な項目

※ 主だったものを列記しています。多くで取り入れているものばかりではありません。  
本町には何が必要になってくるのかの参考資料としてください。

### 1 前 文

本則の前に置かれ、制定の由来や趣旨、基本原理、制定者の決意など、条文の解釈指針としての意味を持ち、条例が目指している宣言する必要性により示されています。

### 2 目 的

条文に規定している基本事項とともに、条例で何を目指しているのかについての目的規定を簡潔に示しています。

### 3 定 義

条文に用いられる用語の意義等について、解釈上の疑義が生じないようにするために規定されています。

《例えば》町民、住民、町、協働、参加・参画、まちづくり、コミュニティなど

### 4 基本理念・基本原則

自治やまちづくりの目標、進め方について規定していますが、町民憲章や前文との重複を避け、簡潔にまとめられています。

《例えば》まちづくりの目標⇒ キーワード＝信頼、連帯、文化の尊重・継承、共生  
まちづくりの進め方⇒ 町民の行動規範、行政の行動規範、共通の行動規範

### 5 町民の権利・責務

町民の権利を保障し、権利と共に役割を規定しています。

《例えば》地方自治法に規定している権利の確認  
⇒ 役務の提供を等しく受ける権利・選挙に参加する権利など  
地方自治法に規定していない権利 ⇒ 新たな権利や保障するもの  
町民の役割⇒ 義務、責任、責務、認識、自覚、努力、尊重、協力

### 6 事業者の権利・責務

今日の課題の多くが社会経済システムに起因することから、事業者の権利・責務などを必要に応じて規定しています。

《例えば》地域社会活動への参加、協力、貢献、寄与、住環境への配慮

### 7 情報共有の原則と施策

自治体に限らず住民活動団体も公共サービスの提供主体であり、それぞれが持つ情報は共有財産として相互に活用すべきであるという考えに基づき規定しています。

《参考》条例に規定されている情報の共有、公開・提供に関する権利や制度の例

- 情報を知る権利
- 会議の公開
- 総合計画等の公表
- 議会の公開
- 予算、決算、財政の公表
- 個人情報の保護

## 8 行政情報を知る権利

町民自ら考え行動する前提としての行政情報を知る権利の保障を規定しています。

《参考》二つの考え方

- i 直接的に町民の権利として表現する形
- ii 行政に義務を負わせることで、事実上、町民に保障する形

## 9 個人情報の保護

個人の権利や利益が侵害されないよう措置を講ずることを規定しているもので、情報の共有、公開・提供の推進は、個人情報保護が前提となっています。

《例えば》個人に関する情報の収集、利用、提供、管理、その他の適正な取扱いなど

## 10 会議公開の原則

町の政策形成に影響のある議論をできるだけ公開し、町民の適切な判断・決定を可能にすると共に、行政経営への信頼性を高める働きがあります。

《例えば》町の附属機関等の会議公開など

## 11 説明責任

政策決定・実施・評価などに町民が参加するための前提として、活動の意義や効果・影響等を町民に明らかにしていく規定です。

《参考》説明の具体的対象例

- 立案、決定、実施、評価、行政活動の内容や意思決定など

## 12 意見・要望等への応答

町民からの意見、要望等に対して、速やかに応答しなければならないということについての規定です。

- 《例えば》
- 意見、要望等への対応義務
  - 意見、要望等への対応のための機関

## 13 行政評価

政策について、あらかじめ設定した基準や指標に照らして、成果や達成度、満足度等をサービスの受益側から見ての判定を行うという規定です。

- 《例えば》
- 評価方法の検討・改善
  - 評価の公表
  - 施策への反映・改善
  - 町民参加、外部評価制度
  - 評価の結果に対しての町民意見の反映

## 14 参加の権利・責務

地方自治法には規定されていない参加の権利を明記し、条例で認める参加は同時に責務も伴うという規定です。

《参考》権利を直接規定する方法と行政の行政規範として規定する方法があります

- 参加の権利
- 参加権の行使
- まちづくりに参加する未成年者の権利
- まちづくりに参加する権利の拡充
- 参加にあたっての町民の責務

## 15 総合計画等の策定における参加・協働

計画等の策定過程においては、既に町民参加が行われていますが、これを基本条例で保障し、一般化するという目的をもつ規定です。

《例えば》総合計画等の実施、評価等の各段階の参加・協働に関する規定  
重要な計画の策定の各段階において多用な参加を保障する規定  
計画の概要、策定スケジュール、町民参加の手法等の公表に関する規定

## 16 意見の提出及び募集

重要な政策や計画の策定にあたり、町民参加の推進や政策形成における公正性と透明性の向上を図るため、町民の意見を聴くという規定です。

《例えば》「パブリックコメント手続」に関する規定 など

## 17 住民投票

住民投票制度を設けることができるという条文を置き、自治の基本的な事項として規定

《例えば》 i 規定の特徴

- ・ 住民投票制度を設けることができる規定
- ・ 住民投票制度の要件に踏み込んだ規定

ii 具体的規定事項

- 投票に参加できる年齢
- 外国人の参加
- 町民の発議
- 議員の発議
- 首長の発議
- 投票結果の尊重

## 18 附属機関等への参加

条例で保障し、一般化する規定です。

《例えば》○町民の参加原則      ○町民委員の公募(有無、比率)  
○委員の構成(年齢、男女比、地域性、他の附属機関との重複 など)  
○任期、選考手続

## 19 コミュニティの意義と支援

コミュニティがまちづくり、地域社会の担い手である点を明文化し、意義や育成、支援について規定します

《例えば》 i 考え方

コミュニティとは、地域性と共同体意識を基盤とするつながりであり、あるいはこうしたつながりを持つ組織や団体を言います。

ii 具体的規定事項

- コミュニティの意義役割
- コミュニティ組織
- コミュニティの育成
- コミュニティの支援

## 20 町及び執行機関の基本的な役割

首長、各種行政委員会の責務等を規定します。

《参考》行政委員会には、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、員会などがあります。

## 21 首長の責務

広く大きい権限を持つ町長の自治の実現にとっての役割における重要な事項を規定します。

《例えば》責務の具体的内容の考え方

- 総合的・効率的・適正な行政運営について
- 情報共有・公開、及び参加・協働の推進について など

## 22 職員の責務・育成

地方自治法上、長の補助機関とされる行政職員の心構え、町民との協働・支援、政策能力の向上など分権・協働時代の役割の重要性から責務、育成に関して規定します。

《例えば》具体的規定事項

- 職員の心構え
- 町民との協働・支援の視点
- 政策能力の向上 など

## 23 執行機関の組織・執行体制

組織や機構は、町民のニーズや多様化する課題に的確に対応しているべきものであり、執行機関の組織、執行体制のあり方に関する基本的な考え方を規定します。

## 24 総合計画に基づく行政運営

まちづくりの最上位計画であり、総合的、計画的な行政運営を進めていく上での基本的な指針となるため、総合計画に基づく行政運営について規定します。

《例えば》具体的規定事項

- 総合計画に即した行政運営の推進
- 基本条例と総合計画との関係

<p><b>25 行政手続</b></p> <p>行政運営の公正と透明化を図り、町民の権利利益の保護を図るため、これを保障し、一般化する規定です。</p>
<p><b>26 財政運営の基本事項</b></p> <p>町の財政に関することが町民にわかりやすく公表され、適正かつ効率的に執行されるよう、財政運営の基本的事項を規定しています。</p> <p>《参考》具体的規定事項</p> <p>○財政運営の原則      ○財政状況の公表      ○総合計画等との連動      ○決算      など</p>
<p><b>27 議会</b></p> <p>議会に関する事項や首長と議会との関係、議会の政策立案や町民との協働等に関し規定しています。</p> <p>《参考》具体的規定事項</p> <p>○議会の基本的役割に関する規定</p> <p>○議会活動の説明責任及び情報の公開・提供</p> <p>○議会活動が活発に行えるような議会の組織・体制の整備</p> <p>○議員の責務</p>
<p><b>28 町外の人々との連携(交流)</b></p> <p>町外居住者の知恵や意見を取り入れ、まちづくりに活かそうとすることを確認する規定です。(法規範としての意義は乏しい。)</p>
<p><b>29 他自治体・国等の他機関との連携協力</b></p> <p>単一の自治体では対応できない行政課題等を他の自治体や国・県との連携により共通課題の解決を図ることを確認する規定です。(法規範としての意義は乏しい。)</p>
<p><b>30 条例の検討・見直し</b></p> <p>一定期間が経過した時点において、条例を見直しを検討するという規定です。</p> <p>《参考》具体的規定事項</p> <p>○見直期間の設定      ○見直しの措置      ○町民意見の反映措置      など</p>
<p><b>31 条例の位置づけ</b></p> <p>他の条例との関係に関する解釈規定を設けることで、基本性や最上位性を明らかにする規定です。</p>